

乙部町の健全化判断比率・資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項（健全化判断比率）及び第22条第1項（資金不足比率）の規定により、それぞれの比率について、次のとおり公表します。

令和5年度 健全化判断比率

（単位：％）

区 分		実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
標準財政規模 2,549,365 千円	乙部町の比率	—	—	6.7	—
	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

乙部町の実質公債費比率は6.7％となっており、早期健全化基準の25％と比較するとこれを下回っており、良好な状態にある。実質赤字比率、連結実質赤字比率については、いずれも赤字が発生していないため、比率も発生しません。

また、将来負担比率も、将来負担額を充当可能財源が上回っており、将来負担比率は発生していません。

令和5年度 公営企業資金不足比率

（単位：千円、％）

区 分	特 別 会 計 名	資金不足額・ 剰 余 額	資金不足 比 率	経営健全化 基 準
法 適 用	国民健康保険病院事業会計	411,802	—	20.0
法 非 適 用	簡易水道事業特別会計	196,655	—	
法 非 適 用	公共下水道事業特別会計	34,944	—	
法 非 適 用	漁業集落排水事業特別会計	5,328	—	

公営企業資金不足比率については、いずれの会計も資金不足額がないため、資金不足比率は発生していません。